

研修名	専門課程 まちづくり建築行政 【集団規定、市街地事業及びマンション政策等】【集合】 （平成30年度～） （平成14～18年度：「住宅建築まちづくり行政」、平成19～26年度：「まちづくり建築行政」、平成27～29年度：「まちづくり建築行政〔集団規定の活用等によるまちづくり〕」） ※ ハイブリッド研修との隔年実施					事務	技術
						○	○
目的・重点事項	まちづくりに必要となる建築関連の総合的な専門知識を修得させることを目的とする。 以下の点を重点項目とする。 ① まちづくりのための建築基準法集団規定の応用、条例活用等の知識の修得 ② 安全安心なまちづくりのための住宅市街地整備事業、住環境整備事業等について、制度と取り組み事例等の知識の修得 ③ マンション関連施策・建替事業、団地再生、空き家対策等に関する知識の修得 ④ まちの活力の維持・増進やコミュニティを支えるまちづくりについて、行政、専門家、民間事業者などの主体別の取組みと協働事例等の把握 ⑤ 全国のまちづくり行政担当者との情報交換とネットワークの形成による業務遂行能力の向上						
対象者	国土交通省、他府省、都道府県、政令指定都市、特別区、市、町村、独立行政法人等又は団体の職員で、まちづくりにおける建築関連の規制誘導又は支援に関する業務を担当し、次のいずれかに該当する者 ① 地方整備局等本局係長又はこれらと同等の職にあると認められる者 ② ①と同程度の職にある者 ③ 概ね1年以上の業務経験を有する者						
定員(人) ※目安	国土交通省	他府省	地方公共団体	独立行政法人等	団体	計	
	4	1	13	1	1	20	
研修期間	53.5時間 10日間			令和6年11月13日（水）～ 令和6年11月22日（金）			
カリキュラム内容 (予定時間)	1. 講義（26.0） ① 講話、都市再構築のトレンド、建築基準法（集団規定）、都市計画法、市街地再開発事業等、住宅市街地の防災対策、住環境整備事業等と空き家対策、マンション関連施策 ② 地方公共団体のまちづくり事例、協働のまちづくり、景観計画、地域活性化とまちづくり、マンション再生の取り組み、まちづくりにおける規制・紛争、狭あい道路の整備方策 ③ 防災まちづくり・地域づくり、新たなまちづくりプロセスの実践 2. 課題研究（21.5） 3. 実地見学（4.0） 4. その他（2.0） 入校式、修了式、オリエンテーション、ガイダンス <p style="text-align: right;">計 53.5</p>						
前年度からの主な変更点	・実施手法変更（ハイブリッド→集合）						
担当 国交大・本省	国交大：計画管理部 建築科（TEL：042-321-7074） 本省：住宅局 市街地建築課						
備考	テキスト代（予定）43,000円、移動交通費（予定）1,000円						